

市営富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課生活環境係 222

今回募集する墓地

申込区分			遺骨保持枠		生前枠		墓地 使用料
			募集数	補欠数	募集数	補欠数	
区画墓地	1.0 ㎡		39 区画	3 人	募集しません		120,000 円
	1.5 ㎡		26 区画	3 人			180,000 円
合葬式墓地	納骨壇	1 体用	28 基	3 人	10 基	3 人	140,000 円
		2 体用	34 基	3 人	10 基	3 人	280,000 円
	合葬室		数の限定なし		募集しません		20,000 円

※区画墓地は、生前枠を設けていません。

※募集枠それぞれに3人の補欠枠を設けています。

※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ（2m以内）などの制限があります。

申込資格（申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます）

■ 遺骨保持枠

居住要件	申込者本人が平成25年4月1日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住民登録をし、居住していること。
遺骨の状態	現に埋蔵すべき遺骨があり、墓地がないためまだ一度も埋蔵（葬）・収蔵したことがないこと（改葬遺骨を除く）。
申込遺骨の祭祀の主宰者	申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「遺骨の続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること。合葬式墓地は申込遺骨の祭祀の主宰を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。
申込者と申込遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること。 ①配偶者（夫または妻） ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ※合葬式墓地のみ兄弟姉妹およびその配偶者・おじ・おば・いとこを含む
その他	区画墓地は、使用許可証交付後、6か月以内に埋蔵施設を設置できること。合葬式墓地は、同1か月以内に収蔵または埋蔵できること。 平成25・26年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。

■ 生前枠（合葬式墓地【納骨壇】のみ）

居住要件	申込者本人が平成24年4月1日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住民登録をして居住し、かつ、平成27年4月1日現在、満60歳以上であること。
祭祀の主宰	申込者の祭祀の主宰を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。
続柄 (2体用の場合)	申込連名者は申込者との続柄が次のいずれかに該当すること。 ①配偶者（夫または妻） ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ④兄弟姉妹
その他	平成25・26年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。

「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

申込みのしおり配布

配布期間 8月17日(月)～9月11日(金)の午前8時30分

から午後5時まで

配布場所 市役所2階生活環境課（土・日曜日は1階案内で配布）

申込み・決定方法など

申込み 8月17日(月)～9月11日(金)（土・日曜日を除く）

の午前8時30分から午後5時までに「申込みのしおり」に添付の申込書に記入・押印し、直接生活環境課生活環境係へ（電話・郵送などでの申込みは不可）※申込時に資格要件の確認を行います。

※申込資格のある方1人につき、1通1か所のみ申し込むことができます。（遺骨保持枠で遺骨分だけの合葬式墓地【納骨壇】の申込みをした方が、本人分として生前枠を希望する場合を除く）

※合葬式墓地【納骨壇】2体用を申し込んだ場合、連名者となっている方が自身の申込みをすることはできません。

※申込者および連名者の変更はできません（再婚などで配偶者などの変更があった場合を除く）。

決定方法 9月15日(火)に市役所2階202・203会議室で公開抽選を行います。

○合葬式墓地【納骨壇】：午前10時～

○区画墓地：午前11時～

※抽選結果は申込者全員に通知します。

書類審査 当選者は、書類審査を行うため、関係書類の提出が必要です。

※詳しくは、募集案内「申込みのしおり」または市公式サイトをご覧ください。

知っておきたい！

認知症

認知症とは

認知症は、さまざまな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなったりすることで、記憶力や判断力が低下し、日常生活に支障が生じる脳の病気です。誰でもかかる可能性のある病気で、高齢化が進むにつれて、認知症になる方も増えていきます。認知症は早期発見と早期診断が非常に大切です。

◆認知症に早く気づくことで…

- ① その後の生活の準備（介護保険サービスを利用し生活環境を整えることなど）をすることができま
- ② 治る認知症である場合や、一時的な症状である場合があります。
- ③ 症状の進行を遅らせることができる場合があります。

◆認知症についての相談は

市では、地域包括支援センターに認知症支援コーディネーターを配置し、必要な医療や介護保険サービスなどを受けられるよう支援しています。

認知症についての相談は、地域包括支援センターへ連絡してください。

相談先・問合せ 地域包括支援センター（市役所1階）

☎ 555-1111 ① 198

自分でできる認知症の気づきのチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

合計が 20 点以上になった方は、認知機能や社会生活に支障が出ている場合があります。

合計点 点

	チェック項目	1 点	2 点	3 点	4 点
1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
2	5 分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
3	周りの人から「いつも同じことを聞く」などのもの忘れがあるとされますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
4	今日が何月何日かわからないときがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
5	言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
6	貯金のおし入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
7	一人で買い物に行けますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
8	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
9	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
10	電話番号を調べて、電話をかけることができますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で、医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関の受診が必要です。

出典：東京都発行パンフレット「知って安心認知症」（平成 26 年 5 月）